

# Japan tax alert

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

## 日米租税条約を改正する 議定書への署名

### Contents

- ▶ 配当に対する源泉地国免税の拡大 (第10条)
- ▶ 利子に対する源泉地国免税の拡大 (第11条)
- ▶ 相互協議手続きにおける仲裁制度の導入 (第25条)
- ▶ 情報交換条項の一新 (第26条)
- ▶ 徴収共助の拡充 (第27条)

2013年1月25日、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で、2004年に発効した現行条約(以下「現行条約」)の一部を改正する「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書」(以下、「改正議定書」)の署名が行われました。改正議定書による改正後の条約(以下「改正条約」)における主な改正点は以下の通りです。

- ▶ 投資所得(配当及び利子)に対する源泉地国免税の対象を拡大
- ▶ 相互協議手続きに仲裁制度を導入
- ▶ 情報交換条項の一新
- ▶ 徴収共助の対象を拡大

改正議定書は、今後両国において批准手続きがなされ、日本においては国会の承認を経た後、両国間での批准書の交換日をもって効力発生となり、源泉税の対象となる所得については効力発生日の3ヶ月後の日の属する月の初日以後に支払われる額、その他の所得については効力発生日の翌年の1月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

### 配当に対する源泉地国免税の拡大(第10条)

日本子会社が米国の親会社に対して支払う配当については、これまでは、特典制限条項の一定の項目を満たし、米国の親会社が日本子会社の「50%を超える株式」を「12ヶ月以上保有」している場合に限り、日本側による源泉税が免除(=ゼロ%)とされてきました。今回の改正では、持分及び保有期間条件が緩和され、「50%以上の株式」を「6ヶ月以上保有」している場合に源泉税免除となり、源泉税免除の適用を受けやすくなりました。

	現行条約	改正条約
配当(免税)	持株割合50%超 かつ 保有期間12ヶ月以上	持株割合50%以上 かつ 保有期間6ヶ月以上

## アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の16万7千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com) にて紹介しています。

## 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) にて紹介しています。

©2013 Ernst & Young Shinnihon Tax.  
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20130129-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

## 利子に対する源泉地国免税の拡大(第11条)

日本法人が米国の親会社及び関連会社などに支払う利子については、これまでは原則的に日本側で10%の源泉税が徴収されてきました。例外として、利子の受取人が国家、地方政府、銀行、保険会社などの限られた機関である場合に限り源泉税は免除という規定がありました。今回の改正では、利子に対する源泉税は原則的に免除(=ゼロ%)となりました。例外として、売上、収入、利益等に連動するタイプの利子に対しては、10%の源泉税が課されます。

	現行条約	改正条約
利子	原則:10% 例外(金融機関等):免税	原則:免税

## 相互協議手続きにおける仲裁制度の導入(第25条)

相互協議の一環として、2年以内に両国間の税務紛争事案が解決されない場合には、納税者からの要請に基づき、第三者から構成される仲裁委員会の決定により事案を解決する仲裁制度が導入されます。仲裁手続きは、改正議定書の効力発生時点において両国の税務当局で検討中の事案及びその後検討が行われる事案について適用されます。

## 情報交換条項の一新(第26条)

情報交換については、現行条約にも規定されていましたが、改正条約においては条項全体が一新され、両国の果たすべき義務の限度がさらに拡充されたものになっています。また、弁護士と依頼者との間で行う一定の通信内容などの提供は含まないという点が明文化されています。

## 徴収共助の拡充(第27条)

相手国の租税債権の徴収を相互に支援する制度(徴収共助)は、現行条約においては条約濫用の場合のみの適用ですが、改正条約においては、滞納租税債権一般について適用されます。

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 [tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)